

○臨時施設での飲食店営業

＜取扱品目＞

その場で客に喫食させるか、又は短時間のうちに喫食されることを前提としてそのまま喫食可能な状態とした、以下の表の食品に限る。

	取り扱うことのできる品目
屋台、露店等での 飲食店営業で提供可能 としている食品	○加熱調理食品 おでん、焼き鳥、たこ焼き、いか焼き、焼きそば、お好み焼、 ドッグ類、ラーメン、今川焼、ドーナッツ、焼だんご類、 焼まんじゅう類その他加熱調理食品であって調理工程が簡易で、 客への提供直前に加熱調理を行うもの ○非加熱調理食品 かき氷、ところてん又はアイスクリーム類（ディッシュアップアイス 及び押し出し式アイス） ○飲料 （ア） 缶、瓶、ペットボトル、ディスペンサー等に密封充填された 清涼飲料水及び酒類をその場で開封しコップ等に直接注ぐ （イ） （ア） の清涼飲料水同士、酒類同士及び清涼飲料水と酒類を 提供するコップに直接注ぐ （ウ） コーヒー、紅茶等を熱湯により抽出する （エ） （ア） から（ウ） に氷を加えて提供する
その他の食品	（ア） 大量の水を要しない、2工程程度までの簡易な調理により 提供される食品 例） おにぎり、カレーライス、親子丼等の米飯類、 ハンバーガー、ケバブ、サンドイッチ等の調理パン類 （生食用野菜のトッピングを含む） （イ） 開封、加温、盛り付け等して提供される既製品（そのまま喫食 可能な食品） （ウ） 原料ミックスを使用し、自動殺菌機能のついた機械器具で調理 したソフトクリーム （エ） 既製品以外の自家製ジュース等の飲料

＜食品等取り扱い上の制限＞

- （１） 大量の水を要する調理を行う、複数の工程からなる調理は行わない。
例） 麺の水さらしのように調理中に食品や器具類を流水で洗浄する工程があるもの
- （２） 生食用食肉の提供は行わない。ただし、これらを原材料として使用し、加熱調理して提供する場合を除く。
- （３） 使用する清涼飲料水、酒類及び冰雪並びにかき氷に使用する冰雪並びにアイスクリーム類は、法に基づく各製造業の許可を取得した施設で製造されたものであり、法第13条第1項の規定により定められた規格若しくは基準に適合するものに限る。
- （４） 客に飲食させるための食器類は、使い捨てのものを使用する。